

福岡県公報

平成23年10月24日
第3319号

目次

告示(第1747号-第1758号)

- 土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………… 5
- 平成22年度福岡県准看護師試験の実施 (医療指導課) …………… 5

公 告

告 示

福岡県告示第1747号

解散した清算法人福岡市嶽の山土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
田 中 正 行	福岡市西区大字小田1644番地
田 中 治 男	〃 〃 〃 1683番地 1
八 尋 博 之	〃 〃 〃 1678番地
山 方 正 通	〃 〃 〃 1622番地 1
山 方 秀 雄	〃 〃 〃 2911番地 1
楢 崎 勲 夫	〃 〃 〃 1256番地 4
柴 田 登	〃 〃 〃 2192番地 1

福岡県告示第1748号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木白木字堂ヶ迫595の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1749号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字高倉字金久曾1814、1815の8から1815の10まで、1815の17、字百合野1994、1996、字大山口2250、2287の1、2287の39、2287の58、2296の1、2308、2309、2349

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1750号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字曾場2618、2621、字桑上ノ山2788の4、2788の8、2817の3、字桑余長谷2849、2850、2851の1、2851の2、2853の1、2864の5、黒木町北大淵字谷5064、字枝記浦木5156の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑上ノ山2788の4・字桑余長谷2851の1・2851の2・2853の1・2864の5・字曾場2618・2621（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1751号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉穂郡桂川町大字土師字谷2902、2906

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1752号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉穂郡桂川町大字土師字笹ヶ瀬2782の3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1753号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市田主丸町中尾字上伊勢ノ尾2175の2、字一ノ地形2221の2、字極楽寺山2224の1から2224の3まで、2231の2、2239の2、2239の4、2239の5、2240の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1754号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字クエ坪18078、字コウカ原18176の1、18203の1、字小室の向18874

の1・18875・18876（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字小室18914の2、18914の5

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字クエ坪18078・字コウカ原18176の1・字小室18914の2・18914の5・字小室の向18874の1・18875・18876（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1755号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市大分字ソバ982の18・982の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ソバ982の18・982の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	吉 富 本 耶 馬 溪 線	前	築上郡上毛町大字原井178番2先から 築上郡上毛町大字原井399番2先まで	11.8 ～ 56.6	937.0
			後	築上郡上毛町大字原井178番2先から 築上郡上毛町大字原井399番2先まで	11.8 ～ 56.6	

福岡県告示第1757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本耶馬溪線	築上郡上毛町大字原井178番2先から 築上郡上毛町大字原井148番3先まで

福岡県告示第1758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
千手土地改良区 下午隈土地改良区 嘉穂土地改良区	平成23年10月13日

公 告

公告

平成23年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成23年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成24年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成24年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成24年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成24年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しないもので、都道府県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成24年2月17日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。

なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学 七隈キャンパス

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所又は保健所（ただし、北九州にあっては、小倉北区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、福岡県保健医療介護部医療指導課（以下「医療指導課」という。）で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成24年1月4日（水曜日）から同月11日（水曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は8時30分から17時までとする。（ただし土曜日・日曜日・祝日を除く。）

ウ 郵便による受験申込みは、平成24年1月11日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成24年3月14日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。